

政令指定都市・千葉県の一般質問の取扱いについて

	市名	一般質問の開催日数			持ち時間の形態	発言時間	質問者数
1	札幌市	—	—	—	—	—	—
2	仙台市	各定例会(4回)	各3日	年間計12日間	会派	1人40分以内 ・交渉会派(5人以上) 基本時間10分+(10分×所属議員数) ※代表質疑と合わせた持ち時間 ・非交渉会派(4人以下) 基本時間2分+(10分×所属議員数)	人数制限なし
3	さいたま市	6・9・12月 各2日 2月 1日	各2日 1日	年間計7日間※	会派	1人30分以内(答弁含まず) 5分×所属議員数 ※9月定例会では、3日間の中で代表質問もしている関係で、一般質問の通告状況により、日数の変更があり得る。	人数制限なし
4	川崎市	6・12月定例会(2回)	各4日	年間計8日間	個人	1人30分程度(答弁含む)	人数制限なし
5	横浜市	定例会(4回)のうち、 予算議会を除く、各定例会	各1日	年間計3日間	会派	1日の審議時間(330分)を所属議員数を基に単純比例配分した時間 ※1人当たり約2.33分(答弁含まない) ※非交渉会派(4人以下)及び無所属議員は、他の定例会における予算関連質疑及び議案関連質疑も含めた年間の持ち時間	・交渉会派(5人以上) 所属議員数が10人まで2人 10人を超えるごとに1人を追加 ・非交渉会派及び無所属議員 1人
6	相模原市(通年)	各定例会(4回)	各3日	年間計12日間	会派	1人20分以内(答弁含まず) 20分×質問者数	約半数(会派内で調整あり)
7	新潟市	各定例会(4回)	各4日	年間計16日間	個人	1人60分以内(答弁含む) ※質問は30分以内	人数制限なし 通告者全員がくじ引きで順番を決定
8	静岡市	6・9・12月 各3日 2月 4日	各3日 4日	年間計13日間	会派	一括:1人30分以内(答弁含まず) 会派持ち時間の範囲内 一問一答:1人50分(答弁含む) 基本時間15分+(5分×所属議員数)+残時間の会派按分時間 ※1定例会における総時間600分	人数制限なし (3日間を超えないよう、最大会派が持ち時間を使い切らずに調整している。)
9	浜松市	各定例会(4回)	各2日	年間計8日間	個人	1人30分以内(答弁含まず)	人数制限なし 但し、各議員の発言はこの機会が代表質問または一般質問のどちらか年1回
10	名古屋市	各定例会(4回)	各3日	年間計12日間	会派	質問、答弁を含めた総会議時間を定め、当該時間内で会派均等割りと所属議員数の比率により割り当てている。 具体的発言時間は、当該議会の都度、議運で決定。	人数制限なし
11	京都市	—	—	—	—	—	—
12	大阪市	9月(1回)	2日	年間計2日間	会派	決算審査を行う第3回定例会において、各交渉会派代表により一般質問を行う。また、新市長就任後の本会議において、市長の市政運営の考え方について各交渉会派代表により質問を行うのを例としている。1人30分以内(答弁含まず)	人数制限あり

	市名	一般質問の開催日数			持ち時間の形態	発言時間	質問者数
		各定例会(回数)	各日数	年間計日数			
13	堺市	各定例会(4回)	各3日	年間計12日間	会派	・会派(2人以上) 40分×所属議員数 ・無所属議員40分 (答弁時間を含む)	人数制限なし
14	神戸市 (2会期)	2・9月 各1日 6・11月 各2日	各1日 各2日	年間計6日間	会派	会派時間を基に所属議員数に応じて按分 ①発言充当時間 2日間で行う場合600分 1日で行う場合300分 ②会派持ち時間 発言充当時間を所属議員数により按分(答弁時間を含む)	各議員1年間に1回以内 会派持ち時間により人数制限あり ※会派持ち時間が 60分未満の会派 1人 60分以上90分未満の会派 2人 90分以上の会派 60分超えの時間が30分を増すごとに 1人を2人に加えた人数の範囲内
15	岡山市	各定例会(4回)	各5日程度	年間計20日程度	会派	1人30分以内(一問一答は20分以内) (代表質問の定例会では1人20分以内)	人数制限なし 但し、代表質問を行った議員は、一般質問はできない 通告状況により通告者が少ない場合5日間とし、1日分休会としている。(30人を超える場合は6日間)
16	広島市	各定例会(4回)	各3日	年間計12日間	個人	最初の質問は30分以内 再質問は2回まで(共に10分以内) 答弁は含まず	3～6人の会派 1人 7～12人の会派 2人以内 13～18人の会派 3人以内 19人以上の会派 4人以内 ※3人未満の会派についても議長の許可を得て質問できる。
17	北九州市	各定例会(4回)	各3～4日	年間計13日前後	会派	・1人30分以内(答弁含む) ※議員1人の年間(暦年)の一般質疑及び一般質問の発言時間は、答弁を含め90分とし、各会派に所属議員数に応じた発言時間を付与する。 ※各会派の発言枠数の範囲内で議員1人が年間(暦年)の発言時間90分をえて発言することができる。 ※各会派は、発言枠を一般質疑及び一般質問のいずれにも使用することができる。	会期ごとに規定
18	福岡市	予算議会以外の各定例会(3回)	各3日	年間計9日間	会派	会派割り時間(総時間の4割)+議員数割り時間(総時間の6割) ※1定例会総時間481分(答弁含まない) ※会派割り時間 交渉会派(4人以上)4:非交渉会派(3人以下)2:無所属議員0として配分	人数制限なし
19	熊本市	各定例会(4回)	各5日程度	年間計20日程度	個人	1人120分以内(答弁含む)	1定例会12人まで 原則1人年1回
20	千葉市	各定例会(4回)	各5日	年間計20日間	会派	1人60分以内(答弁含まず) 会派持ち時間の範囲内 ・会派20分×所属議員数(正副議長+監査委員を除く) ・無所属 20分 ※一問一答による質疑・答弁時間は通告時間に1.5を乗じた時間とし、上限は60分	人数制限なし

千葉県	各定例会(4回) 2・9月 3.5日 6・12月 4日	各3.5日 各4日	年間計15日間	個人	質問は3回まで。質問時間は合計で30分以内で、答弁を含めて全体で1時間以内に終了	・年間1人1回 ・質問者数は、議会運営委員会で決定した各会派別定例会質問者数年間計画に基づき割り当てる。
-----	-----------------------------------	--------------	---------	----	--	---